

# 栃木県畜産経営体質強化支援資金融通事業事務取扱要領

制定 平成 28 年 6 月 10 日付け畜振第 409 号

改正 令和 3 (2021) 年 3 月 18 日付け畜振第 1231 号

## 第 1 事業の実施

畜産経営体質強化支援資金融通事業（以下「本事業」という。）については、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。）及び畜産経営体質強化支援資金融通事業実施要領（平成 28 年 5 月 10 日付け 28 年度発中畜第 72 号公益社団法人中央畜産会長通知。以下「要領」という。）に基づき実施するもののほか、栃木県における事務の取扱いについては、この事務取扱要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 融資機関

本事業の融資機関は、資金の貸付業務を行う農業協同組合及び農林中央金庫並びに県内に本店又は支店のある銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

## 第 3 畜産経営体質強化計画の作成

資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、要領第 4 に定める畜産経営体質強化計画（別紙様式第 1 号）を関係者、関係機関等の協力を得て作成するものとする。

## 第 4 借入申込書の提出

借入希望者は借入申込書（別紙様式第 3 号）に、第 3 の畜産経営体質強化計画を添えて借入れを希望する融資機関へ提出するものとする。

## 第 5 計画に対する意見書等の作成

- 1 第 4 の借入申込書を受理した融資機関は、畜産経営体質強化計画の内容を検討した上で、畜産経営体質強化計画に対する意見書（別紙様式第 2 号）を作成するものとする。
- 2 融資機関は、借入申込書を受理に当たって、現地を確認した上で、家畜飼養頭数現地確認書（別紙様式第 4 号）を作成するものとする。

## 第6 畜産経営体質強化計画承認申請書の提出

- 1 融資機関は、畜産経営体質強化計画承認申請書（別紙様式第5号）に、第4の借入申込書の写し及び第5の畜産経営体質強化計画に対する意見書等を添えて借入申込者の住所地（ただし、住所地と事業所が異なる場合には原則事業所の住所地とする。）を管轄する農業振興事務所長へ提出するものとする。

## 第7 経営改善計画等関係書類の県機関経由

第6の畜産経営体質強化計画承認申請書を受理した農業振興事務所長は、内容を確認の上、畜産振興課長に提出するものとする。

## 第8 審査委員会の開催

- 1 知事は、農業振興事務所長から第7の書類の提出があったときは、速やかに栃木県畜産制度金融運営委員会（平成26年5月1日付畜振第117号制定。以下「委員会」という。）を開催し、畜産経営体質強化計画等について審査を行い、妥当であると認められた場合には、農林水産省関東農政局長（以下「局長」という。）と協議をした上で、承認を行うものとする。
- 2 知事は、審査に当たり、借入希望者の事業所が所在する市町長に対し畜産経営体質強化計画の内容の確認に係る照会や関係機関による調整会議等を行うことができるものとする。

## 附則

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については、別に定める。

## 附則

この事務取扱要領の改正後の規定は、令和3（2021）年4月1日から適用する。